

決 定 書

1 請 求 人

住所 省略

氏名 省略

2 請 求 年 月 日

令和 8 年 7 月 15 日

3 請 求 の 要 旨

議会事務局が委任状の取得などの正式な手続きを経ずに独断で予約を行った結果、生じた航空券等のキャンセル料が公費から支払われている場合、当該公費支出は違法・不当であるため、その違法性を問い、担当者に対して市に損害を補填することを求める措置を請求する。

4 監 査 委 員 の 判 断

(1) 主 文

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

(2) 理 由

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、議会事務局が委任状の取得などの正式な手続きを経ずに独断で予約を行った結果、生じた航空券等

のキャンセル料が公費から支払われている場合、その違法性を問い、担当者に対して市に損害を補填することを求めている。

このことについて、予約のキャンセルにより航空券のキャンセル料 8,880 円が発生しているものの、令和 8 年 8 月 5 日に同キャンセル料を含まない額で当該職員に対して旅費の精算払いがなされていることから、キャンセル料を公費支出したことによる損害は発生していない事実を確認している。

よって、本件請求は請求人が主張する、法第 242 条に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に当たる事実がないことから、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であると判断せざるを得ず、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

なお、今回の事案の発生は、出張における旅行手配の手順について明確なルールが存在しないことに起因するため、市民から違法・不当な公金支出の疑念を持たれないよう、市長においては旅行手配の手順のルール化について検討されたい。